

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

### 第四章 繊維及び繊維製品

#### 第四・一条 定義

この章の規定の適用上、

「関税法令違反」とは、繊維又は繊維製品の締約国間の輸入若しくは輸出を規律するこの協定の規定に関連する締約国の法令を回避することを目的として行われる行為又はこれらの法令を回避する効果を有する行為（特に、関税法令に違反する行為であつて、輸入若しくは輸出の制限若しくは禁止、関税ほ脱、製品の輸入若しくは輸出に関連する書類の偽造、詐欺又は密輸に関するもの）をいう。

「経過期間」とは、この協定が関係する締約国の間で効力を生ずる日に開始され、この協定に従って輸入締約国が輸出締約国の産品に係る関税を撤廃した日の後五年が経過するまでの期間をいう。

#### 第四・二条 原産地規則及び関連事項

前章（原産地規則及び原産地手続）の規定の適用

1 前章（原産地規則及び原産地手続）の規定は、この章に規定する場合を除くほか、繊維又は繊維製品について適用する。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

僅少の非原産材料

- 2 統一システムの第六一類から第六三類までの各類に分類されない繊維又は繊維製品であつて、附属書四  
I A (繊維及び繊維製品の品目別原産地規則) に定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たさない非  
原産材料を含むものは、当該非原産材料の総重量が当該繊維又は繊維製品の総重量の十パーセントを超え  
ず、かつ、当該繊維又は繊維製品がこの章及び前章(原産地規則及び原産地手続)のその他の適用可能な  
要件を満たす場合には、原産品であるとみなす。
- 3 統一システムの第六一類から第六三類までの各類に分類される繊維又は繊維製品であつて、その関税分  
類を決定する構成部分に、附属書四I A (繊維及び繊維製品の品目別原産地規則) に定める適用可能な関  
税分類の変更の要件を満たさない非原産品であるファイバー又は糸を含むものは、当該ファイバー又は糸  
の総重量が当該構成部分の総重量の十パーセントを超えず、かつ、当該繊維又は繊維製品がこの章及び前  
章(原産地規則及び原産地手続)のその他の適用可能な要件を満たす場合には、原産品であるとみなす。
- 4 2及び3の規定にかかわらず、2に規定する繊維又は繊維製品であつて弾性糸を含むもの又は3に規定  
する繊維又は繊維製品であつてその関税分類を決定する構成部分に弾性糸を含むものは、当該弾性糸が一

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

又は二以上の締約国の領域において完全に作られる場合に限り、原産品であるとみなす(注)。

注1 この4の規定は、附属書四―A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)付録1(供給不足の物品の一覧表)に掲げる材料が、一又は二以上の締約国の領域において完全に作られる弾性糸から生産されることを要求するものと解してはならない。

注2 この4の規定の適用上、「完全に作られる」とは、全ての加工及び仕上げの工程(長繊維、ストリップ、フィルム又はシートの押出しに始まり、長繊維を揃えるための引抜き若しくはフィルム及びシートのストリップへの切断、ファイバーから糸への紡績又はその両方を含み、仕上げられた糸又は撚糸<sup>ねん</sup>で終わる。)をいう。

### セットの取扱い

5 附属書四―A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる繊維及び繊維製品の品目別原産地規則にかかわらず、統一システムの解釈に関する通則3の規定の適用の結果として関税分類が決定される小売用のセットにした繊維又は繊維製品については、当該セットにおける各産品が原産品である場合又は当該セットにおける非原産品の総額が当該セットの価額の十パーセントを超えない場合を除くほか、原産品であるとはみなさない。

6 5の規定の適用上、

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(a) セットにおける非原産品の価額については、前章（原産地規則及び原産地手続）における非原産材料の価額と同一の方法で計算する。

(b) セットの価額については、前章（原産地規則及び原産地手続）における製品の価額と同一の方法で計算する。

供給不足の物品の一覧表に掲げる材料の取扱い

7 各締約国は、繊維又は繊維製品が第三・二条（原産品）(c)の規定に基づく原産品であるかどうかを決定するために、附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）付録1（供給不足の物品の一覧表）に掲げる材料について、同付録に定める全ての要件（最終用途に関する要件を含む。）を満たす場合には、原産材料とすることを定める。

8 輸入締約国は、繊維又は繊維製品が原産品であるとの主張が附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）付録1（供給不足の物品の一覧表）に掲げる材料を組み入れたことに依拠する場合には、原産地証明書等の輸入書類において同付録に掲げる当該材料の番号又は品名を記載することを要求することができる。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 9 附属書四―A (繊維及び繊維製品の品目別原産地規則) 付録1 (供給不足の物品の一覧表) において、「一時的」と記載される非原産材料については、この協定の効力発生の日から五年間、7の規定に基づく原産材料とみなすことができる。
- 一定の手工芸品又は民芸品に関する待遇
- 10 輸入締約国は、無税待遇又は関税上の特惠待遇を受けることができる輸出締約国の繊維又は繊維製品であつて、当該輸入締約国及び輸出締約国が次のいずれかに該当することを相互に合意するものを特定することができる。ただし、当該輸入締約国及び輸出締約国が合意するこのような待遇のための全ての要件を満たす場合に限る。
- (a) 家内工業における手織物
  - (b) ろうけつ染めの技法により模様を出した手染め織物
  - (c) (a)に規定する手織物又は(b)に規定する手染め織物を用いた家内手工業産品
  - (d) 伝統的な民芸手工芸品

### 第四・三条 緊急措置

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 1 輸入締約国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇を受ける繊維又は繊維製品が、この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として、絶対量において又は当該繊維又は繊維製品の国内市場に比較しての相対量において数量が増加して当該輸入締約国の領域に輸入されている場合において、同種の若しくは直接に競合する産品を生産する国内産業に対する重大な損害又はその現実のおそれを引き起こしているときは、この条の規定に従うことを条件として、そのような重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間において、6の規定に従い、次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで一又は二以上の輸出締約国の当該繊維又は繊維製品に係る関税を引き上げる緊急措置をとることができる。
- (a) 当該緊急措置をとる時点における実行最恵国税率
- (b) この協定が当該輸入締約国について効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率
- 2 この条のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は第六章（貿易上の救済）の規定に基づく締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。
- 3 輸入締約国は、重大な損害又はその現実のおそれを決定するに当たり、

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (a) 一又は二以上の輸出締約国からの繊維又は繊維製品（この協定に基づく関税上の特惠待遇が与えられるもの）の輸入の増加が関連する経済指標（生産高、生産性、稼働率、在庫、市場占拠率、輸出、賃金、雇用、国内価格、利潤、投資等）の変化に反映される特定の産業に与える影響を検討する。これらの経済指標はいずれも、単独でも又は他の要素との組合せによっても、必ずしも決定的な判断の基準となるものではない。
- (b) 重大な損害又はその現実のおそれの決定を裏付ける要素として、当該輸入締約国における技術面での変化又は消費者の嗜好の変化を考慮してはならない。
- 4 輸入締約国は、重大な損害又はその現実のおそれの認定に係る基準を明らかにする手続を公表し、自国の権限のある当局による調査を行った後にのみ、この条の規定に基づく緊急措置をとることができる。当該調査においては、重大な損害又はその現実のおそれがこの協定の結果による関係する製品の輸入の増加により明白に引き起こされたことを示す3(a)に定める要素に基づくデータを使用しなければならない。
- 5 輸入締約国は、一又は二以上の輸出締約国に対し、4に規定する調査を開始すること及び緊急措置をとることについて書面による通報を遅滞なく行うものとし、当該一又は二以上の輸出締約国の要請に応じ、

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

これらについての協議を開始する。当該輸入締約国は、当該一又は二以上の輸出締約国に対し、当該緊急措置の十分な詳細を提供する。これらの関係する締約国は、遅滞なく協議を開始し、別段の決定を行わない限り、当該要請の受領から六十日以内に当該協議を完了する。当該輸入締約国は、当該協議の完了後、当該一又は二以上の輸出締約国に対し、決定について通報する。当該輸入締約国が緊急措置をとることを決定する場合には、その通報には当該緊急措置の開始の時期等の詳細を含めるものとする。

6 この条の規定に基づいてとる緊急措置については、次の条件及び制限を適用する。

- (a) 緊急措置については、二年の期間を超えて維持してはならない。ただし、当該期間を最長二年を限度に延長することができる。
- (b) 経過期間の満了の時を超えて緊急措置をとり、又は維持してはならない。
- (c) 輸入締約国は、他の一又は二以上の締約国の特定の産品について、二回以上緊急措置をとってはならない。
- (d) 輸入締約国は、緊急措置の終了後、当該緊急措置の対象となった産品について、当該緊急措置がとられなかったとしたならば適用したであろう関税上の待遇を与える。



## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

7 この条の規定に基づく緊急措置をとる締約国は、当該緊急措置がとられた産品の一又は二以上の輸出締約国に対し、当該緊急措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易上の効果を有する譲許又はこのような関税の増大分と等価値の譲許を行うことにより、相互に合意する貿易の自由化に資する補償を提供する。そのような譲許は、これらの関係する締約国が別段の合意をする場合を除くほか、繊維及び繊維製品に限るものとする。この条の規定に基づく緊急措置がとられた産品の一又は二以上の輸出締約国は、関係する締約国が補償について六十日以内に又は当該関係する締約国間で合意するそれよりも長い期間内に合意することができない場合には、当該緊急措置と貿易上の効果において実質的に同等の関税上の手段をとることができる。関税上の手段は、当該緊急措置をとる締約国のいかなる産品に対してもとることができ、関税上の手段をとる締約国は、実質的に同等の貿易上の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り当該関税上の手段をとる。貿易上の補償を提供する輸入締約国の義務及び関税上の手段をとる輸出締約国の権利は、緊急措置が終了する時に消滅する。

8 締約国は、第六章（貿易上の救済）の規定に基づく経過的セーフガード措置又は千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定に基づいてとるセーフガード措置の対象となっており、又は対象となる

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

繊維又は繊維製品について、この条の規定に基づく緊急措置をとり、又は維持してはならない。

- 9 この条に規定する調査は、各締約国が定める手続に従って実施する。各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日に又は自国が調査を開始する前に、他の締約国に対して当該手続について通報する。
- 10 各締約国は、この条の規定に基づく緊急措置をとり、又は維持するいずれの年においても、他の締約国に対して当該緊急措置に関する報告書を提供する。

### 第四・四条 協力

- 1 各締約国は、自国の法令に従い、締約国間における繊維又は繊維製品の貿易についての関税法令違反に係る措置を執行し、又はその執行を支援すること（この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求について正確性を確保することを含む。）を目的として、他の締約国と協力する。

- 2 各締約国は、次の事項のために適当な措置（立法上、行政上、司法上その他の手段を含む。）をとる。

- (a) 関税法令違反に関する自国の法令及び手続の執行

- (b) 関税法令違反の防止に関する自国の法令及び手続の執行における輸入締約国との協力

- 3 2の規定の適用上、「適当な措置」とは、締約国が自国の法令及び手続に従ってとる次のような措置を

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

いう。

- (a) 自国の政府職員に対し、この章の規定に基づく義務を履行するための法的権限を付与すること。
  - (b) 自国の法執行の職員が関税法令違反を特定し、及びこれに対処することができるようにすること。
  - (c) 関税法令違反の防止を目的とする刑事上、民事上又は行政上の罰則を定め、又は維持すること。
  - (d) 他の締約国からの要請（関連する事実を含む。）に基づき、当該要請を受けた締約国が自国の領域（自由貿易地帯を含む。）において繊維又は繊維製品に関する関税法令違反が既に生じており、又は生じていると信ずる場合には、適当な執行措置をとること。
  - (e) 他の締約国の要請に応じ、当該要請を受けた締約国の領域（自由貿易地帯を含む。）における繊維又は繊維製品に関する関税法令違反の事実を立証するために、当該他の締約国と協力すること。
- 4 締約国は、関税法令違反が生じており、又は生ずるおそれがあることを示す関連する事実（過去の証拠等）を有する場合には、他の締約国からの情報を要請することができる。
- 5 4の規定に基づく要請については、電子的手段又は受領を確認する他の方法で書面により行われるものとし、問題となっている事項、要請する協力、関税法令違反を示す関連する事実及び当該要請を受けた締

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

約国が自国の法令に従って対応するための十分な情報に関する簡潔な説明を含むものとする。

6 4の規定に基づく要請を受けた締約国は、関税法令違反を防止し、及びこれに対処するためのこの条の規定に基づく協同の努力を締約国間で強化するため、5の規定に従って当該要請を行った締約国に対し、当該要請を受領した後、自国の法令及び手続（第四・九条（秘密の取扱い）5に規定する秘密の取扱いに関するものを含む。）に従い、輸入者、輸出者若しくは生産者の存在、これらの者の産品又はこの章に関する他の事項について入手可能な情報を提供する。当該情報には、入手可能な通信文、報告書、船荷証券、仕入書、注文に係る契約書又は当該要請に関連する法令の執行に関する他の情報を含むことができる。

7 締約国は、この条の規定により要請される情報を紙面又は電子的手段により提供することができる。

8 各締約国は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従い、この章の規定に基づく協力のための連絡部局を指定し、通報するものとし、その後の変更について速やかに他の締約国に通報する。

### 第四・五条 監視

1 各締約国は、繊維又は繊維製品についての関税法令違反を特定し、及びこれに対処するための計画又は

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

実行を確立し、又は維持する。当該計画又は実行には、この協定に基づく繊維又は繊維製品に係る関税上の  
の特恵待遇の要求についての正確性を確保するためのものを含めることができる。

2 締約国は、1に定める計画又は実行を通じ、危険度に応じた管理を行う目的で使用するために繊維又は  
繊維製品に関する情報を収集し、又は共有することができる。

3 一部の締約国は、1及び2の規定に加えて、これらの締約国間で適用する二国間協定を有している。

### 第四・六条 確認

1 輸入締約国は、繊維又は繊維製品について、産品が関税上の特恵待遇を受ける産品であるかどうかを確  
認するため、第三・二十七条（原産品であることの確認）1(a)、(b)若しくは(e)の規定及び関連する手続に  
従い又はこの条に規定する現地訪問の要請を通じて確認を行うことができる（注）。

注 この条の規定の適用上、この条の規定に従って収集される情報は、この章の規定の効果的な実施を確保するために使用しな  
ければならない。締約国は、この条に定める手続を他の目的で情報を収集するために用いてはならない。

2 輸入締約国は、次のいずれかを確認するため、繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者に対してこの条の  
規定に基づく現地訪問を要請することができる。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (a) 繊維又は繊維製品がこの協定に基づく関税上の特惠待遇を受ける产品であるかどうか。
  - (b) 関税法令違反が生じているかどうか又は生じたかどうか。
- 3 輸入締約国は、この条の規定に基づく現地訪問の期間中、次のものへのアクセスを要請することができ  
る。
  - (a) 関税上の特惠待遇の要求に関連する記録及び施設
  - (b) 確認が行われている関税法令違反に関連する記録及び施設
- 4 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、訪問を受け入れる締約国に対して  
当該現地訪問の二十日前までに次の事項について通報する。
  - (a) 希望する日
  - (b) 当該現地訪問の対象となる輸出者及び生産者の数（支援の提供を円滑に行うために適度に詳細なも  
の。ただし、当該輸出者及び生産者の氏名又は名称を特定する必要はない。）
  - (c) 当該訪問を受け入れる締約国による支援を要請するかどうか及び当該支援の種類
  - (d) 適当な場合には、2(b)の規定に基づいて確認が行われている関税法令違反（その通報の時点で入手可

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 能な特定の違反に関連する情報であつて事実 に即したもの（過去の経緯に関する情報等）を含む。）
- (e) 輸入者が関税上の特恵待遇を要求したこと。
- 5 訪問を受け入れる締約国は、2の規定に基づく現地訪問に関する情報を受領した場合には、受入れに係る準備、要請を受けた支援の提供等の当該現地訪問に関する計画の立案を円滑にするため、輸入締約国に情報を要請することができる。
- 6 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、訪問を受け入れる締約国に対し、実行可能な限り速やかに、かつ、この条の規定に基づいて輸出者又は生産者を最初に訪問する日の前に、現地訪問を希望する輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所の一覧表を提供する。
- 7 輸入締約国が2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、
- (a) 訪問を受け入れる締約国の職員は、当該現地訪問の期間中、当該輸入締約国の職員同行することができる。
- (b) 訪問を受け入れる締約国の職員は、当該訪問を受け入れる締約国の法令に従い、当該輸入締約国の要請により又は自己の発意により、当該現地訪問の期間中、当該輸入締約国の職員を支援することができる。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

るものとし、また、入手可能な範囲内で、当該現地訪問の実施に関連する情報を提供することができるものとする。

(c) 当該輸入締約国及び訪問を受け入れる締約国は、当該現地訪問に関する連絡を関係する政府職員に限定するものとし、当該訪問を受け入れる締約国の政府に属さない輸出者又は生産者に対し事前に現地訪問について通知してはならず、また、その開示により当該現地訪問の実効性を損なうおそれのある確認又は執行に関する非公開の情報を提供してはならない。

(d) 当該輸入締約国は、当該現地訪問の時までに輸出者又は生産者(注)に対し、関連する記録又は施設にアクセスするための許可を要請する。当該輸入締約国は、事前の通報が当該現地訪問の実効性を損なうおそれがある場合を除くほか、適当な事前の通報により当該許可を要請するものとする。

注 当該輸入締約国は、現地訪問の対象となる施設において当該現地訪問に同意を与える資格を有する者から許可を要請する。

(e) 繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者が(d)に規定するアクセス又は許可を拒否する場合には、当該現地訪問については、実施しない。当該輸入締約国は、当該現地訪問の対象となる者の関係する従業員の都合又は施設の利用可能性を考慮して、提案される合理的な代替日を検討する。



## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

8 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の完了に当たり、次のことを行う。

- (a) 訪問を受け入れる締約国の要請に応じ、当該訪問を受け入れる締約国に暫定的な所見を通報すること。
- (b) 訪問を受け入れる締約国から書面による要請を受領した場合には、当該要請の日の後九十日以内に、当該訪問を受け入れる締約国に対し、当該現地訪問の結果に関する書面による報告書（所見を含む。）を提供すること。当該輸入締約国は、当該報告書が英語によるものでない場合には、当該訪問を受け入れる締約国の要請に応じ、英語に翻訳したものを提供する。
- (c) 輸出者又は生産者からの書面による要請を受領した場合には、当該要請の日の後九十日以内に、当該輸出者又は生産者に対し、当該現地訪問の結果に関する書面による報告書（当該輸出者又は生産者に係る報告書。所見を含む。）を提供すること。当該報告書は、(b)の規定に基づき用意する報告書に適当な変更を加えたものとしてすることができる。当該輸入締約国は、当該輸出者又は生産者に対し、当該報告書を要請する権利があることを通報する。当該輸入締約国は、当該報告書が英語によるものでない場合には、当該輸出者又は生産者の要請に応じ、英語に翻訳したものを提供する。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 9 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問を実施し、その結果として繊維又は繊維製品に対する関税上の特惠待遇を否認する意図を有する場合には、その否認の前に、輸入者及び当該輸入締約国に直接情報を提供した輸出者又は生産者に対し、当該関税上の特惠待遇の要求を裏付ける追加的な情報の提出のために三十日の期間を与える。7(d)の規定に基づく事前の通報が行われなかった場合には、これらの輸入者、輸出者又は生産者は、三十日の追加的な期間を要請することができる。
- 10 輸入締約国は、訪問を受け入れる締約国がこの条の規定に基づいて要請された支援又は情報を提供しないことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない。
- 11 輸入締約国は、この条の規定に基づいて確認が行われる期間中、自国の法令で定める手続に従って適当な措置（当該確認の対象となる輸出者又は生産者の繊維又は繊維製品に対する関税上の特惠待遇の適用の停止又は否認を含む。）をとることができる。
- 12 輸入締約国の領域に輸入される繊維又は繊維製品が関税上の特惠待遇を受ける産品であることについての輸出者又は生産者による虚偽の又は裏付けのない陳述が常習的に行われていることが当該輸入締約国による同一の繊維又は繊維製品の確認により示される場合には、当該輸入締約国は、当該輸出者又は生産者

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

により輸入され、輸出され、又は生産される同一の繊維又は繊維製品について、関税上の特惠待遇を受ける產品であることが当該輸入締約国に対して証明されるまでの間、関税上の特惠待遇を停止することができる。この12の規定の適用上、「同一の繊維又は繊維製品」とは、繊維又は繊維製品に原產品としての資格を与える特定の原産地規則に関連する全ての点において同一である繊維又は繊維製品をいう。

### 第四・七条 決定

輸入締約国は、次のいずれかの場合には、繊維又は繊維製品に対する関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。

- (a) 第三・二十八条（関税上の特惠待遇の要求についての決定）2に規定する理由がある場合
- (b) この章の規定に基づく確認において、当該繊維又は繊維製品が原產品としての資格を有することを当該輸入締約国が決定するために十分な情報を得られなかった場合
- (c) この章の規定に基づく確認において、現地訪問のためのアクセス若しくは許可が拒否された結果、当該輸入締約国が希望する日に当該現地訪問を完了することを妨げられ、かつ、輸出者若しくは生産者が当該輸入締約国にとって受入れ可能な代替日を提供しない場合又は輸出者若しくは生産者が、現地訪問

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

の期間中、関連する記録若しくは施設へのアクセスを提供しない場合

### 第四・八条 繊維及び繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会

1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る繊維及び繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会（以下この条において「繊維等貿易小委員会」という。）を設置する。

2 繊維等貿易小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に少なくとも一回会合し、その後は締約国が決定する時期に及び委員会の要請に応じて会合する。繊維等貿易小委員会は、締約国が決定する場所及び時期に会合する。

3 繊維等貿易小委員会は、この章の規定の下で生ずることのある事項について検討することができるものとし、繊維等貿易小委員会の任務には、この章の規定の実施に関する検討、この章の規定の下で生ずる技術上又は解釈上の困難についての協議及びこの章の規定に基づく協力の実効性を高めるための方法に関する討議を含む。

4 締約国は、繊維等貿易小委員会における討議に加えて、この章の規定の実施に関して困難が生じていると信ずる場合には、一又は二以上の他の締約国に関係するこの章の規定の下での問題について、当該問題

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

を解決する観点から、当該一又は二以上の他の締約国と討議を行うことを書面により要請することができ  
る。

5 討議を行うことが要請されている締約国の間で別段の合意がある場合を除くほか、これらの締約国は、  
一の締約国からの書面による要請の受領から三十日以内に4の規定に従って討議を実施するものとし、当  
該書面による要請の受領から九十日以内に当該討議を終了するよう努める。

6 この条の規定に基づく討議は、秘密とするものとし、他の手続におけるいずれの締約国の権利も害する  
ものではない。

7 繊維等貿易小委員会は、統一システムの改正の効力発生の前に、統一システムの変更を反映するために  
必要なこの章の更新の準備を行うために協議する。

### 第四・九条 秘密の取扱い

1 各締約国は、この章の規定に従って収集される情報の秘密を保持するものとし、当該情報をその提供者  
の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2 締約国が、この章の規定に従って他の締約国に情報を提供する場合において、当該情報を秘密であると

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

指定するときは、当該他の締約国は、当該情報を秘密のものとして取り扱う。当該情報を提供する締約国は、当該他の締約国に対し、当該情報を秘密のものとして保持すること、当該他の締約国が情報の要請において明示した目的のためにのみ当該情報を使用すること及び当該情報を提供した締約国又は当該情報を提供した締約国に当該情報を提供した者の明示的な同意を得ないで当該情報を開示しないことについて、書面による保証を与えるよう要求することができる。

3 締約国は、他の締約国が1又は2の規定に従って行動しなかった場合には、当該他の締約国が要請した情報の提供を拒否することができる。

4 各締約国は、この章の規定に関連する自国の関税法令その他の法令の運用に従って提供され、又はこの章の規定に従って収集された秘密の情報（その開示が当該情報を提供する者の競争的地位を害するおそれのあるものを含む。）について、認められていない開示から保護するための手続を採用し、又は維持する。